

出席議員（17名）

1番	森	裕樹	君	2番	加藤	滋	君
3番	安藤	義憲	君	4番	平間	幸弘	君
5番	桜場	政行	君	6番	吉田	和夫	君
8番	斎藤	義勝	君	9番	平間	奈緒美	君
10番	佐々木	裕子	君	11番	安部	俊三	君
12番	森	淑子	君	13番	広沢	真	君
14番	有賀	光子	君	15番	舟山	彰	君
16番	白内	恵美子	君	17番	水戸	義裕	君
18番	高橋	たい子	君				

欠席議員（1名）

7番	秋本	好則	君
----	----	----	---

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口	茂	君
会計管理者兼 会計課長	相原	光男	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	佐藤	芳	君
まちづくり政策課長	平間	雅博	君
財政課長	鈴木	俊昭	君
税務課長	水上	祐治	君
町民環境課長	安彦	秀昭	君
健康推進課長	佐藤	浩美	君
福祉課長	平間	清志	君
子ども家庭課長	水戸	浩幸	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	瀬戸 諭 君
商工観光課長	斎藤 英泰 君
都市建設課長	水戸 英義 君
上下水道課長	曲竹 浩三 君
槻木事務所長	齋藤 良美 君
危機管理監	平間 信弘 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫 邦則 君
教育総務課長	森 浩 君
生涯学習課長	藤原 政志 君
スポーツ振興課長	石上 幸弘 君

その他の部局

代表監査委員	大宮 正博 君
--------	---------

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	大川原 真 一
主 査	佐 山 亨

議 事 日 程 (第6号)

平成31年3月14日(木曜日) 午前9時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 開催期間延長の件
- 第 3 議案第33号 平成31年度柴田町一般会計予算
- 第 4 議案第34号 平成31年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 5 議案第35号 平成31年度柴田町公共下水道事業特別会計予算
- 第 6 議案第36号 平成31年度柴田町介護保険特別会計予算
- 第 7 議案第37号 平成31年度柴田町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 8 議案第38号 平成31年度柴田町土地取得特別会計予算
- 第 9 議案第39号 平成31年度柴田町水道事業会計予算

- 第10 議発第 1号 柴田町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 意見書案第2号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書
- 第12 意見書案第3号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書
- 第13 意見書案第4号 介護従事者の勤務環境及び処遇改善を求める意見書
- 第14 陳情第 7号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情書
- 陳情第 8号 宮城県に対し、小・中学校全学年で少人数学級実現等を要請する意見書採択を求める陳情書
- 陳情第 9号 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告が7番秋本好則君からありました。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において、8番斎藤義勝君、9番平間奈緒美さんを指名いたします。

日程第2 開催期間延長の件

○議長（高橋たい子君） 日程第2、開催期間延長の件を議題といたします。

3月会議の開催期間については、本日までとすることに議決されておりますが、町長から、平成30年度柴田町一般会計補正予算について、追加議案として上程したいと依頼がありました。

この補正予算については、本日までの開催期間中に議案の写しの送付が間に合わないことから、3月会議の開催期間の終了日を本日から3月18日まで延長し、3月18日にこの案件について審議するものです。

開催期間の延長については、議会運営委員会の協議の結果、3月18日まで4日間延長し、3月15日と土曜日、日曜日を議案調査のため休会とすることで意見が一致いたしました。

お諮りいたします。3月会議の開催期間は、平成31年3月14日までと定めておりましたが、3月18日まで延長することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。よって、3月会議の開催期間は3月18日まで4日間延長することに決定いたしました。

なお、開催期間延長後における開催期間中の日程については、あらかじめお手元に配付しました日程予定表（追加分）により議事の進行を図りますので、ご了承をお願いします。

日程第 3 議案第 33 号 平成 31 年度柴田町一般会計予算

日程第 4 議案第 34 号 平成 31 年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算

日程第 5 議案第 35 号 平成 31 年度柴田町公共下水道事業特別会計予算

日程第 6 議案第 36 号 平成 31 年度柴田町介護保険特別会計予算

日程第 7 議案第 37 号 平成 31 年度柴田町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 8 議案第 38 号 平成 31 年度柴田町土地取得特別会計予算

日程第 9 議案第 39 号 平成 31 年度柴田町水道事業会計予算

○議長（高橋たい子君） 日程第 3、議案第33号平成31年度柴田町一般会計予算、日程第 4、議案第34号平成31年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算、日程第 5、議案第35号平成31年度柴田町公共下水道事業特別会計予算、日程第 6、議案第36号平成31年度柴田町介護保険特別会計予算、日程第 7、議案第37号平成31年度柴田町後期高齢者医療特別会計予算、日程第 8、議案第38号平成31年度柴田町土地取得特別会計予算、日程第 9、議案第39号平成31年度柴田町水道事業会計予算、以上 7 件を一括議題といたします。

議案第33号から議案第39号までは予算審査特別委員会に審査を付託しておりましたので、安部俊三委員長から審査結果の報告を求めます。委員長安部俊三君の登壇を許します。

〔予算審査特別委員会委員長 登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（安部俊三君） おはようございます。

予算審査特別委員会委員長の報告をいたします。

去る 3 月 8 日の本会議において、予算審査特別委員会に審査を付託されました議案第33号平成31年度柴田町一般会計予算、議案第34号平成31年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算、議案第35号平成31年度柴田町公共下水道事業特別会計予算、議案第36号平成31年度柴田町介護保険特別会計予算、議案第37号平成31年度柴田町後期高齢者医療特別会計予算、議案第38号平成31年度柴田町土地取得特別会計予算、議案第39号平成31年度柴田町水道事業会計予算の 7 案件については、3 月 8 日、特別委員会を招集し、11日から13日まで関係担当者の説明を聴取して慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第33号から議案第39号までの平成31年度柴田町各種会計予算 7 案件は、いずれもこれを原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、少数意見の留保はございませんでした。

以上、報告いたします。予算審査特別委員会委員長、安部俊三。

○議長（高橋たい子君） これより委員長報告に対する質疑に入りますが、議会運営基準により質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。

討論に当たっては、議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。16番白内恵美子さん。

〔16番 白内恵美子君 登壇〕

○16番（白内恵美子君） 16番白内恵美子です。

平成31年度柴田町一般会計予算に対し、反対の立場から意見を述べます。

平成31年度一般会計予算は117億2,989万円となりました。総括質疑に対する答弁では、行政需要に対し歳入が追いつかない状況であり、編成過程において14億円もの財源不足が生じたとのことでした。各課では、本来必要な予算を減額しなければならず、大変苦勞したことと思います。

町長は施政方針で、「年々財源が細る中、今後も綱渡りの行財政運営を強いられる厳しい局面が続きます」と述べておられたので、私は覚悟を持って予算書を開きました。しかし、綱渡りの財政状況にもかかわらず、観光整備費に1億112万8,000円が計上され、また地方創生事業費の「花のまち柴田」にぎわい創出ステップアップ事業や小さな拠点の連携を核とした元気なまち創生プロジェクト事業として855万円計上されています。ほかにも、都市計画費の公園緑地費に船岡城址公園山頂広場作庭工事費として859万円があります。これらの事業の合計は1億1,826万8,000円となり、一般財源から7,876万8,000円が充当されています。ちなみに、商工観光課の人件費まで加えると、事業の総額は1億5,441万5,000円にもなります。この金額は総予算の実に1.32%であり、児童福祉総務費7,046万2,000円の2.2倍、小学校管理費1億3,460万3,000円の1.15倍、中学校管理費9,886万9,000円の1.56倍です。

本来、自治体が観光事業に経費を充てるのは、地域経済の循環や費用対効果を考え、プラスが見込まれるからではないでしょうか。柴田町の場合は、観光客入り込み数やさくらの里の売り上げ額の増加が指標とされ、地域経済の循環や町税の増加に余りつながっておらず、何のための観光事業なのかが曖昧なままです。

柴田町は、年中人を呼び込める観光地ではありません。観光事業はさまざまな工夫を凝らし、余り経費をかけずに行うべきです。町なかのにぎわい創出も、まちづくりの手法を研究し、住

民を巻き込んでの話し合いから始める必要があります。私は、観光整備費等を減額し、減額した分を喫緊の課題となっている学校給食センターや図書館の建設基金に積み増しすることや、子どもの貧困対策、健康寿命延伸対策、住民の生活環境の整備等に充てるべきと考えます。

学校給食センターの改修工事費が、全て給食センター建設等整備基金を充当しているのも納得できません。給食センター建設のために全国から毎年200名近い方が、ふるさと柴田応援寄附金の学校給食センター建設に関する事業を選択してくださっています。子どもたちのために早く新しい給食センターが建設できるように応援してくれているのです。まさか、財政難を理由に、老朽化した建物の改修費に使われるとは誰も思っていないはずで、寄附してくださった方々の思いを決して裏切ってはなりません。改修工事費は一般財源を充当すべきです。また、費用対効果を考えれば、改修に経費を投入するよりも、早急に建設へ向けて進むことが必要です。

以上の理由から、平成31年度一般会計予算に反対します。同僚議員の賛同をお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。2番加藤滋君。

〔2番 加藤 滋君 登壇〕

○2番（加藤 滋君） 2番加藤滋です。

議案第33号平成31年度柴田町一般会計予算案について、賛成の立場から討論を行います。

平成31年度一般会計の当初予算は117億2,989万円で、投資的経費の減少により前年度比0.8%の減となっております。

歳入については、自主財源の根幹をなす町税で42億3,376万円を見込み、地方交付税でも前年度より微増となりましたが、臨時財政対策債が18.3%の減となりました。町の予算においても臨時財政対策債が7,150万円減額となり、一般財源の確保について苦慮されたと思われま。

また、歳出については、障害福祉サービス給付費などの扶助費に人件費や公債費を合わせた義務的経費が前年度に比べ約8,000万円増加し、53億889万円となりました。本町における扶助費の予算については、予算審査特別委員会でも小中学校の扶助費など詳細な答弁もありまして、総じて事務的経費は適正に見積もられていると判断いたしました。

義務的経費とは対照的な投資的経費や、町長の政策的な経費ですが、私は投資や政策という枠組みも、今の町におけるインフラ整備や観光政策を町民も待ち望んでいるものと思っております。しかし、このような厳しい財政状況にあっても、町長は施政方針で「経済環境と生活環境の両面から魅力あるまちづくりを進める」や、「町民の皆様と一丸となって、『花のまち柴

田』をテーマに、コンパクト・プラス・ネットワーク型のまちづくりの実現に向けて果敢に挑戦する」と述べられているとおり、柴田町に明るい未来を引き寄せる予算であると感じています。

今年度、重点事項として、将来の都市像を描く都市計画マスタープランと立地適正化計画策定が組み込まれており、さらに「花のまち柴田」のブランド化を独自の政策とした観光整備事業や、白石川堤「一目千本桜」事業など交流人口の拡大を見据えた内容でもあります。観光政策は、「一目千本桜」ブランド化事業のように子どもたちが英語で外国人をおもてなしすることや、花回廊商店街活動など、町が直接実施していくというよりは、町民とともに郷土愛を築き上げていくような事業です。私は、このような観光政策を通したひとづくりも重要であり、町の将来のためには大変異議のあるものと考えています。

また、役場庁舎の耐震化や避難所トイレの洋式化などの防災対策、学校教育施設及び学校給食センターの改修工事や雨水対策事業、さらには町営住宅5号棟新築工事など多くのハード事業のほかにも、ほ場整備事業、有害鳥獣対策事業などの予算も措置されております。ソフト面におきましても、小中学校の児童生徒の学力調査委託や、むつみ学園の運営委託、運動・スポーツ習慣化促進事業、がん患者に対する医療関連経費の助成など、各課においてきめ細やかに事業を展開されるようです。

町民からは、実にさまざまな要望や提案がなされますし、私たち議員もそれらに答えなくてはなりません。しかしながら、地方自治体にとって財源は限られています。今回も大変厳しい予算編成となったようですが、全体的に見ましても、さまざまな行政需要に応えた非常にバランスのよい予算編成であると思いました。

当初予算で措置された各事業について、最少の経費で最大の効果を出していただけるようお願いし、柴田町一般会計予算の賛成討論といたしますので、同僚議員のご賛同をお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋たい子君） ほかに討論ありませんか。反対の方の発言を許します。13番広沢真君。

〔13番 広沢 真君 登壇〕

○13番（広沢 真君） 13番広沢真です。

私は、議案第33号平成31年度柴田町一般会計予算に対して、反対の立場で討論に参加したいと思っております。

反対の理由については、2点ほど挙げたいというふうに思っています。

まず第1点は、今回の一般会計予算について、町なかのにぎわい、なりわいを取り戻すという施策について、まだまだやれることがある、そのように考えるというのが理由の第1点です。

今回の議会に対して、私は1つのテーマを持って臨みました。一般質問でも総括質疑でも、町なかのにぎわい、それをいかに取り戻すかということが一つの私のテーマとなっていました。その中で、町長からもご答弁をいただきました。町長のご答弁では、町なかのなりわい、まちのにぎわいを取り戻すのに、公共事業を中心に行っていくというふうなご答弁もいただきました。

まず、前提としてお話しさせていただきますが、公共事業の、特に今町で行っている大型公共事業の建設事業、これが景気対策に一つの方策であるということは間違いありません。そのことを否定するつもりはありません。

ただ、この大型建設事業というのは、特に柴田町の場合、今工事を請け負う業者は5,000万円以上の大型事業となれば数社に限られます。そのため、経済波及効果という点では非常に限定的なものになっているというふうに考えています。さらには、公共事業も、先ほど来からほかの方の討論でも述べられているとおり、予算には限りがあるため、いつまでも続けられるものではありません。そしてまた、つくるものもいつまでも続くわけではありません。今現在の景気動向を見て、大型公共事業で一時的に浮揚したとしても、柴田町の基礎体力が落ちている状態でいつまでも続くものではないというふうに考えています。

さらには、柴田町にもさまざまな業者の方々があります。一般質問では主に商店街で新たに起業する人をつくれなにかというお話をしました。しかしながら、それ以外にもさまざまな中小の業者さん、たくさんいます。先日、とあるここ数年で廃業された大工さんとお話する機会がありました。たまたまその大工さんが手がけた建物の中でお会いしてお話をしたので、いろいろ語ってくれました。なぜ廃業せざるを得なかったのか。

一つの大きな理由は後継者がいなかったことということでしたが、それ以上に苦渋をにじませながらお話をしていたのは、まず消費税8%になったこと。それによってなかなか消費税の支払いも大変になってきたと。それと同時に、今新築の住宅の需要がなかなかない中、リフォームが主な仕事になってきたけれども、大手のハウスメーカーのリフォームの宣伝力、価格競争には勝てない。新聞広告で一斉に町内に入って、これだけの値段でこれだけのリフォームができますよという宣伝がされれば、とてもじゃないけれども個人の業者では太刀打ちできない。ましてや、価格競争では全然太刀打ちできないんだと。そういう中で、今、町内の住宅建築を主とする業者さんたちは、大手のハウスメーカーの下請の仕事をとるか、それとも頑張っ

て独自の仕事をするか、廃業するか、この選択肢を迫られているというふうなお話をされました。「アフターフォローという点ではどこにも負けない、技術でもどこにも負けないという思いは今でもあるんだ」、自分が建てた建物を見ながらそういうふうに語っておられました。それでも辞めざるを得なかった、その無念さは私の胸に響いてきました。

大工さんだけでは当然ないと思います。さまざまな業者さんがいます。しかし、その業者さんも、ことしの10月1日からはさらに岐路に立たされます。消費税10%への引き上げ。皆さんのご記憶にあるとは思いますが、消費税8%に上がったとき、最初懸念されたよりは大きな経済への深刻な影響というのは感じられませんでした。それはなぜかといえば、東日本大震災からの復興需要があったため大幅な影響がなかったと言われていました。しかし、今度の消費税10%への引き上げは、長らく続く消費不況の中でさらに引き上げがされます。今度の影響は8%のときの比ではないとされています。

さらには、中小業者にとってはさらに痛くなるインボイス制度、これが導入を検討されています。先日の国会の議論の中で明らかになってきたのは、年収550万円、粗利益で150万円の業者さんが、インボイス制度の導入によって年間14万円から15万円の新たな消費税負担がふえる試算を財務省が認めました。これが導入されれば、さらに中小の業者さんの廃業への圧力が強まっていくことと思います。そのためにも、今、町がさらに、町のにぎわい、そして町の業者さんを応援するような方向に施策のかじを切っていくべきだと私は考えています。

その意味で、今、にぎわいを取り戻す取り組みというのは、町としても努力しているのは百も承知であります。そして、商工観光課長を初め、知恵を絞ってさまざまな試行錯誤を繰り返して施策を行っているのもそのとおりであります。私もよくお話を聞きに行きますので、よくわかっています。しかしながら、さらに切れるかじがあるのではないかというのが私の反対の理由の1点です。

そして、2点目は、今回の一般会計予算の中に含まれる、先ほども挙げた公共事業も含めたさまざまな事業の中で、地方創生、あるいは国からの補助金を活用した事業というのがたくさん含まれています。

一般質問のときにも述べましたとおり、私の立場として、地方創生、あるいは国からの補助金などの依存財源を活用すること全てをだめとする立場ではないということは明言させていただきましたが、そして役に立つものであれば使うべきだとも思っています。しかしながら、この依存財源に頼り過ぎる構造を持った一般会計予算というのは、同時にもろ刃の剣として危険性をはらんでいると考えています。

先年行われた首相の諮問機関である経済財政諮問会議の肝いりで行われた、各自治体の基金保有量の聞き取り調査がありました。ことしは地方からの反発も大きくて鎮静化していますが、今、国の方向性として、いかに地方予算を削るか、交付税を削るかというきっかけと理由をずっと探し続けています。今の政府の方向性として、いつ依存財源を、特に交付税を中心に大幅に削られる、そういった危険性をはらんでいると私は考えています。そういったときに、税収も上がらず、依存財源を下げられた、そういう事態が起こったらどうでしょう、皆さん。それこそ柴田町の財政は立ち行かなくなる危険性をはらんでいるというふうに思っています。当然、今すぐ危機に陥ると言っているわけではありませんが、町の将来を見通したときに、数年先、10年先、その先の見通しを持ちながら予算編成を一年一年組んでいくことも大切なことではないかなというふうに思います。

依存財源に頼り過ぎない、必要なものについては精査をして活用する、そういった予算編成が必要だというふうに私は考えます。ただ、これも前提として当然ですが、財政課の人たちを初め、各課が絞りに絞った予算をさらにたたいて予算編成をしなくてはならないという事態に陥っていることも百も承知であります。しかしながら、きついことを言うようですが、さらに先を見通した、依存財源に頼り過ぎない、適正な依存財源とのおつき合いを考えた一般会計予算を今後とも追求していただくこと、これが必要ではないかというふうに考えています。これが私の反対の第2点です。

以上のような理由から、私は平成31年度柴田町一般会計予算に対して、反対の立場で討論に参加します。同僚議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。討論ありませんか。17番水戸義裕君。

〔17番 水戸義裕君 登壇〕

○17番（水戸義裕君） 17番水戸義裕です。

ただいま議題になっています議案第33号平成31年度柴田町一般会計予算につきまして、賛成の立場から討論いたします。

平成31年度予算案は、消費税が改正されようとし、それなりに不安もある中、これからの柴田町の財政を堅実に運営していくためのターニングポイントになっていくものではないかと考えます。

主な政策として挙げますと、町道などの社会インフラ整備はもちろんのこと、扶助費、子どもたちの教育環境の整備、農業施策のほ場整備事業、まちの活性化を促す地方創生事業や観光

政策などの施策が計上されています。民生費のような社会保障経費については、国県の負担金を適正に計上するとともに、北船岡町営住宅などのインフラ整備には国庫財源や地方債制度を十分に活用しているものと思います。国の政策である幼児教育や保育の無償化についても、所要の対応をされています。また、防災対策ですが、防災マップの作成を初め、庁舎の耐震補強策、防災行政無線の整備、避難所のトイレ洋式化、槻木地区の雨水対策等々、防災・減災に対する事業も数多く実施するために計上されています。

これらのことから、本町の喫緊の課題に前向きに対応した予算を国などの財源を引き出し積極的に措置したことを評価したいと思います。財源確保に苦慮しながらも、全体的に現在の置かれた行政課題を網羅し、やれること、やるべきことをやるための予算ではないかと感じつつ、将来にわたって健全な財政運営を心がけ、予算の執行をしていただくよう要望するところでもあります。

平成31年度一般会計予算についてただいま申し上げましたが、さまざまな問題、課題等もあり、非常に厳しいということも申し上げます。町民生活をとめてはいけないという思いから、賛成するものであります。

同僚議員の賛同をお願いし、賛成討論いたします。

○議長（高橋たい子君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

採決は会計ごとに行います。

議案第33号平成31年度柴田町一般会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

お諮りいたします。議案第33号平成31年度柴田町一般会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第34号平成31年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

お諮りいたします。議案第34号平成31年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算は委員長の

報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第35号平成31年度柴田町公共下水道事業特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

お諮りいたします。議案第35号平成31年度柴田町公共下水道事業特別会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第36号平成31年度柴田町介護保険特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

お諮りいたします。議案第36号平成31年度柴田町介護保険特別会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第37号平成31年度柴田町後期高齢者医療特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

お諮りいたします。議案第37号平成31年度柴田町後期高齢者医療特別会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第38号平成31年度柴田町土地取得特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

お諮りいたします。議案第38号平成31年度柴田町土地取得特別会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第39号平成31年度柴田町水道事業会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

お諮りいたします。議案第39号平成31年度柴田町水道事業会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議発第1号 柴田町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第10、議発第1号柴田町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。13番広沢真君の登壇を許します。

〔13番 広沢 真君 登壇〕

○13番（広沢 真君） 13番広沢真です。

ただいま議題となりました議発第1号柴田町議会政務活動費の交付に関する条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の改正は、政務活動費執行のさらなる透明化と適正化を図るため、現在の政務活動費の使用実績などを踏まえ、第8条において政務活動費を充てることができる経費の範囲として規定している別表の項目及び内容を整理し、改正するものです。

なお、施行期日は平成31年4月1日からとしています。附則の第2項で経過措置の規定を設けます。

以上、同僚議員のご賛同をお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議発第1号柴田町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 意見書案第2号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書

日程第12 意見書案第3号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書

日程第13 意見書案第4号 介護従事者の勤務環境及び処遇改善を求める意見書

○議長（高橋たい子君） 日程第11、意見書案第2号看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書、日程第12、意見書案第3号介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書、日程第13、意見書案第4号介護従事者の勤務環境及び処遇改善を求める意見書、以上3件を一括議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。文教厚生常任委員会委員長平間奈緒美さんの登壇を許します。

〔文教厚生常任委員会委員長 登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（平間奈緒美君） 9番平間奈緒美です。

ただいま議題となっております意見書案第2号看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書、意見書案第3号介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書及び意見書案第4号介護従事者の勤務環境及び処遇改善を求める意見書の提出について、議案の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

意見書案第2号

看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書（案）

高齢化が進む中で、厚生労働省は、2025年に向けた看護職員の推計と確保策の中で、看護職員の必要数は200万人と試算しました。しかし医療・看護の現場では、引き続き厳しい労働環境と低賃金のもと、看護師の定着が進まず、高い離職率の中、慢性的な人員不足が続いています。日本医労連が実施した「2017年看護職員の労働実態調査（全国の看護職員3万3,000人の集計）」では、慢性疲労が約7割、健康不安の訴えも約7割、3人に1人が切迫流産で、流産

も1割に達するなど、人手不足の中で過酷な勤務実態が浮き彫りとなりました。このような勤務環境で働く看護師は、仕事を辞めたいと感じながら働いている割合が75.2%にも達し、辞めたい理由の第1位は「人手不足で仕事がきつい」47.7%、次いで「賃金が安い」36.6%という結果となっています。「低賃金・過重労働」の実態は依然として改善されておらず、このことが人員不足を深刻化させ、患者・利用者の安全や看護の質にも影響を及ぼしかねない事態となっています。

医療施設等の安全・安心な職員体制や医療・看護現場で働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきです。このような観点から、看護師の賃金底上げなど処遇の改善、人材確保と体制強化を実現するため、下記の事項について国、宮城県に要望します。

記

1. 看護師の賃金の底上げを図り、安全・安心の医療・看護体制を確保するために、全国を適用対象とした看護師の最低賃金（特定最低賃金）を新設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成31年3月14日

宮城県柴田町議会

提出先

内閣総理大臣 殿

厚生労働大臣 殿

財務大臣 殿

宮城県知事 殿

意見書案第3号

介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書（案）

高齢化が進む中で、介護従事者の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。全労連が実施した「介護施設に働く労働者アンケート」（2014年）では、介護施設の労働者の賃金が全産業労働者の賃金より約10万円も低くなっています。介護の仕事を「辞めたい」と考えたことがある人は57.3%にも達し、辞めたい理由は「賃金が安い」（44.7%）、「仕事が忙しすぎる」（36.9%）、「体力が続かない」（30.1%）となっています。「十分なサービスができていない」は回答者の4割近くに上り、その理由として「人員が少なく業務が過密」が約8割と群を抜いています。「低賃金・過重労働」の実態は依然として改善されておらず、このことが人員不足を深刻化させ、利用者の安全や介護の質にも影響を及ぼしかねない事態になって

います。

本来、介護施設等の安全・安心な職員体制や介護現場で働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきです。しかし、現実には、職員体制の充実は事業所の努力に委ねられ、処遇改善も利用者・国民の負担に依拠し、さらには介護報酬の引き下げによって、処遇改善や体制確保を不安定にしています。介護従事者の賃金底上げなど処遇の改善、人材確保と体制強化を実現するため、下記の事項について国、宮城県に要望します。

記

1. 介護従事者の賃金の底上げを図り、安全・安心の介護体制を確保するために、全国を適用対象とした介護従事者の最低賃金（特定最低賃金）を新設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成31年3月14日

宮城県柴田町議会

提出先

内閣総理大臣 殿

厚生労働大臣 殿

財務大臣 殿

宮城県知事 殿

意見書案第4号

介護従事者の勤務環境及び処遇改善を求める意見書（案）

超高齢化を迎える中で、介護の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。

これまで、政府は数次にわたって人材確保対策として処遇改善を実施してきました。しかし、平成29年度介護従事者処遇状況等調査では「給与表の改定」を行った事業所は2割にとどまっておらず、現行の処遇改善策だけでは介護従事者全体の賃金水準を引き上げる効果は不十分となっていることが結果となって表れています。また、2007年8月に改定された「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針（福祉人材確保指針）」でも指摘されているように、介護労働者の人材確保・離職防止を進めていく上で「労働環境の整備」が重要です。指針では、介護従事者の労働負担を考慮する点から「職員配置のあり方に係る基準等」について検討を行うことを国に求めています。実際の介護現場では、法律で定められた人員基準を大幅に上回る人員配置をしているという状況があるにもかかわらず、本格的に職員の配置のあり方について議論された経過はありません。

実効性のある介護の人材確保・離職防止対策を確保するためには、介護従事者の勤務環境と処遇の両方の抜本的な改善が必要不可欠です。また、それを実現するためには、介護報酬の引き上げが欠かせません。同時に、報酬の引き上げに伴う負担を自治体や被保険者に負わせないことも重要になります。介護労働者の勤務環境及び処遇の改善を図り、介護制度の真の持続性を確保するために、下記の事項について国、宮城県に要望します。

記

1. 介護現場で働く全ての労働者の処遇改善策を講じること。その際、賃金水準引き上げの実効性を確保するために「ベースアップ」を要件とすること。処遇改善の費用は国費で賄うこと。

2. 介護保険施設の介護職員及び看護職員の人材配置に関する基準省令について、現行の「利用者3人に対して1人以上」を、実態に合わせて「利用者2人に対して1人以上」に引き上げること。夜間の人員配置要件を改善し、1人勤務は解消すること。

3. 上記の項目を保障するため、介護報酬の引き上げを行うこと。同時に、保険料負担・自治体負担を軽減するために、介護保険財政における国の負担割合を大幅に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成31年3月14日

宮城県柴田町議会

提出先

内閣総理大臣 殿

厚生労働大臣 殿

財務大臣 殿

宮城県知事 殿

以上です。

同僚議員のご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 1点確認をさせていただきます。

3点目の意見書なんですが、真ん中辺より若干上、「実効性のある」の部分の「離職防止対策を確保」とお読みになったようですが、「確立」でよろしいんですか。

○文教厚生常任委員会委員長（平間奈緒美君） はい、済みません、お願いいたします。

○議長（高橋たい子君） はい、わかりました。

これより質疑に入ります。

質疑は一括といたします。質疑に当たっては、意見書案を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論に当たっては、意見書案を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより意見書案第2号看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、宮城県知事に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

これより意見書案第3号介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、宮城県知事に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

これより意見書案第4号介護従事者の勤務環境及び処遇改善を求める意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、宮城県知事に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

日程第14 陳情第7号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情書

陳情第8号 宮城県に対し、小・中学校全学年で少人数学級実現等を要請する意見書採択を求める陳情書

陳情第9号 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書

○議長（高橋たい子君） 日程第14、陳情に入ります。

3月会議において、本日までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

陳情第8号宮城県に対し、小・中学校全学年で少人数学級実現等を要請する意見書採択を求める陳情書については、その取り扱いを議会運営委員会において協議した結果、請願と同一の取り扱いとし、所管の委員会に付託すべきとの意見の一致を見ました。

お諮りいたします。陳情第8号を文教厚生常任委員会に付託の上、休会中の継続審査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。よって、陳情第8号は文教厚生常任委員会に付託の上、休会中の継続審査とすることに決しました。

陳情第7号と陳情第9号については、議会運営委員会の協議により配付のみの取り扱いといたします。

また、お手元に配付してある要請第5号については、議会運営委員会の協議により配付のみの取り扱いといたします。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

3月18日午前9時半から再開をいたします。

ご苦労さまでした。

午前10時30分 散会

上記会議の経過は、事務局長大川原真一が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成31年3月14日

議 長 高 橋 たい子

署名議員 8番 齋 藤 義 勝

署名議員 9番 平 間 奈緒美

